

第十九回 参議院内閣委員会會議録第三十八号

昭和二十九年五月十九日(水曜日)午後四時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
井野 碩哉君
松本治一郎君
矢嶋 三義君
山下 義信君
八木 幸吉君
木村福八郎君
三浦 義男君
内閣総理大臣 吉田 茂君
国務大臣 木村篤太郎君
政府委員 法制局長官 佐藤 達夫君
法制局次長 林 修三君
法制局第一部長 高辻 正己君
保安政務次官 前田 正男君
保安庁人事局長 加藤 陽三君
保安庁経理局長 石原 周夫君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 会専門員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件
○防衛庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) それでは只今より内閣委員会を開会いたします。防衛庁設置法案及び自衛隊法案、以上二法案につき吉田総理に対する総括質問を行います。

○松本治一郎君 吉田君、今日は一問一答ができるから、お互いは落ち着いてゆつくりやりましょう。国会においての質疑応答は、一言一句、御覽の通り、熱心に聞込みなく速記され、日本の政治史になるものでありますから、国民の代表としての議員の質問に對しては、一國の首相として筋の通つた回答をされておかなければなりません。叱りつけたような態度や声であつてはなりません。私には、態度がどうであらうとも、声がどんなに高からうと、別に何ともない。そんなことは私にとりましては釣鐘に蜂であります。釣鐘に蜂ということとは、蜂が釣鐘を刺したほどもこたえないということでありまして、これから、只今この内閣委員会では審議にかかつております防衛庁設置法案及び自衛隊法案の二案は違憲法案と確信いたしました。この法案粉砕の決意を持つて問ひ質さんとするものであります。

第一にお尋ねせんとすることは、去る五月の六日汚職問題について吉田君に緊急質問をしたときに、吉田君は私の質問にはろく／＼答えないで、松本君は我々に罵詈謗を言う、罵詈謗には答える責任はないと言つて、乱暴にも答弁を打切つた。不明朗なものがあると思つて、それに対して質問するものが、どうして罵詈謗であるか。罵詈謗とは事実にもないことを言つて罵ることです。私は、世間周知の事実となつておる疑獄汚職の問題について、国民がその真相を聞き、知りたがつてゐることを、国民の代表として、国会を通して問ひ質すので、それがどうして悪いのですか。それを君は罵詈謗と言ふのか。吉田君、君が国会において君が氣に入らうような質問をするのが罵詈謗でない質問だと考へてゐるとすれば、一國の首相として君はな／＼の名優だ。君が今年の正月、夕刊福日社主催の首相とスターの初春問答のその席上で、自分は千両役者だと言ひ、国会でも演出があり、脚本もできてゐる。ここで怒れとか、ここで笑えとかきまつてゐると、種明かしをしてゐる。罵詈謗と言つて答弁を打切つたのは、君特有の演出ではないか。新聞記者にステッキを振り上げたり、コップの水をかけるといった暴力演出をやることは、国民の中にも暴力肯定者を生んでおるのである。君の生命を狙つたあの暴漢の出現も、君自身国民に手本を示した結果ではないか。国会では演出も芝居もする必要はない。それこそ国民に対する侮辱である。君の言う罵詈謗とは一体どこを指して言つたのであるか。この際それをはつきりと指摘してもらいたい。

○国務大臣(吉田茂君) 防衛庁設置法案及び自衛隊法案は、これは違憲と政府は考へておりません。又、政府としては相当の研究をいたした後に提案をいたしましたものでありますから、これは政府としては飽くまでも違憲と考へておりません。その他の御質問は問題外でありますからお答えをいたしません。

○松本治一郎君 絶えず罵詈謗と言つて答弁を打切つた、この絶えず罵詈謗とは何を指しておるかということを開うておるのである。

○国務大臣(吉田茂君) これは自衛隊設置法案とは関係がありませんから、お答えはいたしません。

○松本治一郎君 関係のないことはな。絶えず罵詈謗、こう言つて質問を打切つておるじやないか。答えることのできなないのに、罵詈謗とはどういふわけか。暴言じやないか。それであるとするれば、一國の首相としての態度であり、答弁であるか。今日の中田議員の質問に對し、あの答弁ぶりが一國の首相としての答弁と吉田君は考へておるか。

その次に聞きたいことは、これも又汚職問題に関する私の緊急質問に對して、吉田君の答弁は、政党政治がある限り政治献金のあることは当然だと考へておる。そういう考へ方は、今日まで保守政党が政権を利用して政商どもに儲けさせ、そのリベートを取

つて来た考へ方で、決して淨財ではない。汚財であることには間違いないのである。淨財というものにはそんな悪い繋がりを持つものではないのである。個人が余財を公共福祉のために寄附献金するものを言うのである。吉田君は汚財による汚生活、私財による私生活を混淆同一に考へておるのじやないか。国会において、議員が、吉田首相を初め各閣僚や政務幹部連などの、あの目に余る豪壯な邸宅や豪華な生活について質問すると、吉田君は、私は私生活については答弁しないことを主義としておるから答えないと言つておる。又、大臣や政務の幹部らが料亭などに遊ぶくらのことはやらしてもよいではないかと、しやあ／＼と答弁しておる。私たちが言う私生活とは、自分の労力の報酬として得た金によつて生活することである。その範圍のものについてとやかく言うほどの野暮ではない。ときには一家揃つて芝居見に、花見等に行くこともあろう。併し、一席何万円、何十万円とかかる赤坂やその他の花街においてする遊興は、自分の労力の報酬によつてはできるものではない。そういう金は、結局、国民の税金による、国庫から儲けさせてやつた政商どもから返してくれるリベート以外の何ものでもないであらう。今日問題になつておる疑獄汚職こそは何よりの証明ではないか。吉田君は若い頃からのその道の通人として知られてゐる。(笑聲)君が奉天總領事時代に發揮した通人振りは、當時の国会の問題

にまでなつたと記憶しているが、それは時効にかかつてゐるものとして、善意に解釈して、こゝで言うことを遠慮しておこう。併し軍費まで語り忘れずの警に漏れず、今日でも社者を凌ぐ御発展だそうだが、その財源はいずこにあるのか。(笑聲) 国費の負担者である国民の中には、生活苦のために、人生において最も悲惨事の中の悲惨事である一家心中が日ごとに殖えておるといふ、この事実をどう考えるか。吉田君の国会での施政方針演説の中には、必ず、政治の要諦は民生の安定にあると述べておる。吉田君は民生安定の政治をやつてゐると思つておるか。現在の世界の戦争のあり方は一変してゐる。今までの戦略戦術などは過去の遺物に過ぎない。今問題になつてゐる防衛庁設置、自衛隊云々と言つて、三千億近い血税を以て軍備するよりも国民生活安定のために使うことが無形の城塞であり、真の国防の道ではないか。国民の信頼のない政治には真の国防はないのである。吉田君、今からでも遅くはない。アメリカの日本になることを捨てて、世界の日本になる道を進む勇氣はないか。一つそれを……(笑聲)

○国務大臣(吉田茂) 防衛庁法案等に関係のないことであるから、お答えはいたしません。

○松本治一郎君 関係のないことはない。関係の有無のわからないくらいに総理大臣ですか。答えないとするならば答えないでいい。これは冒頭に申上げた通り、速記録として立派にできるのだから、それを国民に僕は配るから、そして国民の答弁を、答えて得ようと考えている。

その次に聞きたいことは、去る五月

の十五日、神田の学士会館で行われたアメリカ三軍記念会において、アメリカ軍事顧問団長ヒギンス少将はこう言つておる。即ち、「今日、一九五四年のアメリカ三軍記念日を迎えて、ここに、私及び他の軍事顧問団將校諸君が、我々の軍事同盟国である日本の陸海空軍の將校たちと共に交歓することのできたのは、私の非常な喜びとするところである。過去一年間、日本とアメリカとは、日本の三軍を再建するために、あらゆる困難を克服して来た。私は来年の三軍記念日に當つて、これからの一年を顧みた際、必ずや同様の満足を得られるであろうことを確信する」と言つておる。又、この会に出席した増原保安庁次長は、その挨拶において次のように語つておる。「ヒギンス少将も言われた通り、我々は過去一年間において非常な曲折を経て努力して来た。併しその成果に対して我々は必ずしも満足するものではなく、今後努力したい。どうぞ協力をお願いする」と言つておる。ヒギンス少将は先月一日正式に軍事顧問団長に就任したものである。就任後最初に行われたこの言明は、ワシントンで行われたものでなくして、東京で行われたものであります。アメリカの日本に対する考え方をはつきりと言明してゐるのである。又、過日の衆議院の内閣委員会において、木村保安庁長官も自衛隊は軍隊であることを認めておる。ところが吉田君は今日まで、再軍備はいたしませんとたび／＼言明して来ておるが、第十六回国会の外務委員会では、君は、日本は戦争を放棄し、軍備を放棄したのであるから云々と言つておる。首相の従来の言明は、国会及び国民の前に

再軍備の事実をかくす煙幕ではなかったか。こゝで私は次の二点を吉田君に質したい。

第一点は、首相はヒギンス少将の挨拶をどう考えるか、第二点は、木村保安庁長官も認め、ヒギンス少将もはつきり軍隊だと言つておるほどに軍備を進めて来たことについて、首相の今の言明と食い違いを生じておるが、吉田君はこれについてどういう政治的責任をとるのか。これをちよつと聞きたい。

○国務大臣(吉田茂) 重ねて申し上げますが、政府は再軍備いたしません。又、外国の將校の言論に対しては、私は批評を差控えます。

○矢嶋三義君 総理に伺いますが、総理の自衛隊増強方針は、アメリカから経済援助を受けて本日まで参つたわけですが、今後その方針であるかどうか伺います。

○国務大臣(吉田茂) お答えします。日本の防衛力増強ということは日米安全保障条約に約束したとおるところであります。アメリカの援助とは別に、援助を得る限りにおいてやるのでなく、日本の必要に應じ、日本の防衛の必要に要するだけの軍備をいたすつもりであります。

○矢嶋三義君 現にM S Aの援助を要請して受入れることになつたわけでありませう。従つて今後その方針だとすれば、近く総理はアメリカに外遊されるわけですが、軍事援助を要請するつもりであられるかどうか、承ります。

○国務大臣(吉田茂) お答えいたしますが、軍事援助を求むるために外遊をしなうという考えではないのであり

ます。又、外遊についてはまだ確定いたしておりませんから、先ほども議場でお答えした通り、まだ諸君に報告する段階に達していません。但し防衛のためにアメリカの援助を求めるというようなことは、これは条約以外の一切口を出さないつもりであります。

○矢嶋三義君 総理が外遊されるということとは、すでに外務大臣の名において八カ国に通告されたこととすし、先ず九〇%間違いないと予想される事実だと思つてゐます。総理はアメリカに行つても軍事援助については要請しないといふことであるが、若しアメリカ側から、日本の自衛力を急増して欲しい、こういう軍事援助をあらうとお話があつた場合、これを拒否するところの心構えがあられるかどうか伺います。

○国務大臣(吉田茂) それは将来のことであるからして、ここに私は発言いたしません。果してそういう要望があるかないかということが未定の今日においては、私はお答えはできません。

○山下義信君 松本委員の質問に関連して質問したいと思ひます。私もヒギンス少将の言葉に対して質問いたしたいと存じておりましたところが、只今松本委員から御質問がありました。際に総理からはお答えがございました。併しこれは非常に重大な問題だと思ひます。顧問団長のヒギンス少将が日本とアメリカとは軍事同盟国であるといふことを申されたことは、新聞紙上に明らかに報道されております。M S Aの協定によりまする日米の防衛関係の性格は、私は軍事同盟の性格では

ないと考えております。それを、保安庁の幹部が列席してござりまして、その挨拶を聞き流して、これを承認したごとき形でありませうことは、私もいたしましては、これは断じて見逃すことができないと思ひます。日米関係は果して軍事同盟の関係であるか。M S A協定は私は軍事同盟の関係ではないと思ふ。我々は反対の立場にありませうけれども、自由諸国の防衛関係に寄与するといふことは、飽くまでこれは経済的の寄与の性格であるといふことを政府は聲明してゐるのです。軍事同盟といふ関係は、私は由々しき関係であると思ひますから、このヒギンス少将の言明に對しまする政府の所信、政府の考へ方はどうであるかといふことにつきましては、一言ならずばあるべからずと思ひますので、是非御答弁願ひたい。又、木村保安庁長官は、保安庁の幹部が列席してござりまして、この挨拶を受けましたことを、而も日本の陸軍、海軍、空軍の三軍の將校たちと歓を交えると言つて、明らかにこゝういふ言葉を使つて、欣然としてそれに相応してゐるというがごときは、これは見逃すことができないと思ひますので、木村保安庁長官の所信を併せて御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(吉田茂) 日本とアメリカの軍事上の関係は、日米安全保障条約に規定してゐる以外は一歩も出ないのではありません。又、今ヒギンス少将の表現については、私はこれには批評を加えません。

○山下義信君 然らば総理は、日米関係は軍事同盟の関係であるといふことを否定されますか、肯定されますか。

○国務大臣(吉田茂) これは只今申

した通り、日米安全保障条約の規定通りであります。

○山下義信君 その規定通りということは、軍事同盟の規定でないかと解してよろしいですか。

○国務大臣(吉田茂君) 御解釈は御自由であります。

○山下義信君 解釈は自由とおっしゃるは困ります。政府の解釈を我々が勝手に、自由にきめることはできません。政府の基本的な御方針を一つ明確にお示しを願いたいと思います。

○国務大臣(吉田茂君) 基本の方針は日米安全保障条約に書いてあります通りであります。

○山下義信君 従いまして、それは日米軍事同盟ではないのでしょうかということをお示しを願いますから、一つ忌憚なくおっしゃって頂きたいのであります。

○国務大臣(吉田茂君) 忌憚なく申し上げて日米安全保障条約の規定の通りであります。(笑)

○山下義信君 木村保安庁長官の所信をお示し願いたいと思います。

○国務大臣(木村篤太郎君) 去る五月十五日の学士会館における各国の武官の集りに、増原次長が出席したことは事実であります。併しそれに対しての挨拶がどうであったかということは、私は詳細に報告を受けなければ、又、存じません。併し今、松本委員から、こういう発言があったということについて、私は申し上げたい。恐らく増原次長は、いわゆる呼ばれた、招待を受けた一人として、儀礼的の辭札の言葉として申したものと私は承知しております。そこで、日本とアメリカとの関係についてヒギンス少将がどういう意味

のことを言つたにしろ、これは我々もいたしましては、彼の言に従うべき筋合いのものではありません。日本は独立国家である以上は、日本独自の見解を以てアメリカと互いに手を繋いで行くべきものだと考えております。而うして日本とアメリカとの間に安保条約は締結されております。その線に向つて我々はアメリカと協力態勢をとつて行きたい。恐らくそのような意味のことを増原次長は申されたものと私は了解しております。

○山下義信君 木村保安庁長官は、然らば日米関係は軍事同盟でないということよりよろしいと思えますか。そういう見解をとられますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 軍事同盟という今の解釈はどうおとりにならうかと私は存じませんが、少くともアメリカと日本との間には日米安全保障条約が締結されておるのであります。そうしてアメリカの駐留軍と日本の現在の保安隊、将来は自衛隊になりましようが、これはともかくに手をとつて日本の安全を護り抜こうということになつておるのであります。その約束をとらえて軍事同盟とおっしゃれば軍事同盟としては、今總理の言われたように、安保条約を履行する義務があるのでありますから、その意味において日本はアメリカと協力態勢をとつて行こうというのであります。

○木村篤太郎君 ちよつと議事進行について。このMSA協定によつて軍事顧問団が日本の自衛隊と関係を持つて来ると、今のヒギンス少将の言葉は重大である。更にこの際、この審議を円滑にするために、日米安全保障条約と

いうものは軍事同盟であるかないかということを、イエスかノーかでないから、ほかのいろいろの説明は必要でございませぬ。松本委員或いは山下委員の伺つておるのは、日米安全保障条約は軍事同盟であるかどうか、その点こゝではつきりさせて頂きたい。そうすれば審議は非常に円滑に今後行くわけです。一番重要な点に触れておるのですから、はつきりさせて頂きたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) その点についてお答えします。

普通の意味における軍事同盟じやないと思つております。いわゆる軍事同盟というものは、もう少し進んで、両国が互いに他国に対して戦いを交へるときを想像して、その間に処すべき処置について取り結ぶものであらうと思ひます。日米安全保障条約は御承知のように、日本の安全を、延いては極東の平和を維持するために結んだものでありますから、純粋の意味における軍事同盟と解すべきものではないと、私はこう考えております。

○木村篤太郎君 それじや純粹の意味でない軍事同盟というものはどういふものですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) それは軍事同盟の解釈如何によるのであります。て、一番初めに申しておりますように、こういう日本の防衛のために取り結んだ条約をもつて軍事同盟と仰せになるならば、それでもよろう、こういう意味であります。

○木村篤太郎君 それでは、あと矢嶋委員が質問するでしょうから、私はこれ以上いたしません。

○矢嶋三義君 その件については後刻伺います。今の私の展開しておる質問

を続けます。新聞によりますと、總理は外遊されて経済援助を要請するであろうと伝えられておりますが、私もそのやうであるかと想像いたしますが、如何うでございませぬか。

○国務大臣(吉田茂君) 先ほど申しした通り、私のこのたび参ることに付いては未だ確定もしておらないのであります。又どういふ話をするかというよりも従つて確定をいたしておりませんから、それをお答えすることはできません。

○矢嶋三義君 それでは大きく、今度の總理の外遊の目的は何でございませうか、伺つておきます。

○国務大臣(吉田茂君) これもお答えができません。先ほど本會議で申した通り、お答えする段階に参つておりませんから、お答えはできません。

○矢嶋三義君 六月四日の出発を前にして、國民の代表として、大まかな外遊の目的の一言も答弁できないとは何事でありませぬか。私は重ねて一部でもよろしいから承わります。

○国務大臣(吉田茂君) 六月四日に出発するといふ予定を外務省は組んでくれたのであります。それはまだ確定をいたしておるわけではないのであります。

○矢嶋三義君 それではこの件の質問を私は結びますが、總理の只今の答弁によりまして、アメリカに行つた場合において、軍事援助のことについては触れない、要請する意思はない……極東向けの二十五隻の艦艇の貸与、このうちの十七隻を日本は要求しておつたわけですが、このたびの艦艇の貸与協定では四隻のみ認められただけである。従つて私は、こういう要望も總理

はするのではないか。或いは七月からの新會計年度を控えて、日本の來年度の自衛力の漸増と関連して、MSAの援助額についても話合ひをするのではないか。こういうことを私は一応考え、更にアメリカ側は、池田さんが渡米されたときに、三十二万五千の保安隊の増強というものをはつきりと要望された。従つて總理がアメリカに渡られたのちは、自衛隊の或る程度の増強というものが話合ひに出るのではないか。更に東南アジアの防衛機構に対する参加、更に、ここに外電が伝えておりますが、總理が外遊されたならば、太平洋同盟参加準備の要請が必らず總理になされるであらう、こういうふうな外電が伝へてゐるわけですが、かくのごとき、この日本の自衛、軍備に關することをについては、一切あなたからは話を切り出さない。又向うから話があつた場合にはそれには触れない。こういうふうには先ほどのあなたの答弁をまとめて了承するわけですが、その通りでございませぬ。

○国務大臣(吉田茂君) 先ほど申しました通り、未だお話しする段階に至つておりませんから、何を言わなうかと、何を言ふとかいふことは、お話しする段階でないのであります。

○矢嶋三義君 併し、あなたは先ほど、軍事援助等についての話合ひは一切触れないつもりだ、こういうことをあなたは答弁されたじやございませぬか。

○国務大臣(吉田茂君) 只今のところ、そういう考えは持つておりません。只今何らの、具体案を持つて参るという予想はいたしておりません。

○矢嶋三義君 では時間の關係で次に

移りますが、国民はこの防衛二法案の提案に當つて再準備を肯定している国民でも、果して自主的な軍隊ができるであろうか、曾ての関東軍下における満洲国軍みたいになるのじやないかということを心配しております。例えば中古兵器の貸与或いは装備、訓練に対するこの顧問団の指導、或いは今度の艦艇貸与協定を見ましても、アメリカ側が返却を希望することになれば、貸与期間の満了前でもいつでも日本から引揚げる事ができる、こういうことになつてゐるわけです。総理は、果して自主的な軍隊がこれであるか、部隊ができるか、こういうふうにか考へてゐるかどうか。それから更に、海外派兵の問題については、国民が最も心配してゐるところであります。海外派兵といふものを絶対に起させない、この確信があるか。総理大臣から伺います。

○国務大臣(吉田茂君) 主管大臣からお答えいたします。

○矢嶋三義君 これは総理から伺います。

○国務大臣(木村篤太郎君) 事が詳細な点に亘るから申し上げますが……

○委員長(小酒井義男君) 吉田総理大臣、答弁を要求しております。

○国務大臣(吉田茂君) 主管大臣からお答え申し上げます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 日本の自衛隊が果して立派に任務を尽すことができるかといふことでありますが、私は立派な自衛隊を作り得るものと考えております。今アメリカから中古品の武器をもらつて、それでいいということでありますが、我々はアメリカから何も中古品の武器をもらつて満足する

るのではありません。今後MSA協定によつてアメリカから供与を受けるものも、極めて新しいものを我々は供与を受ける考えであります。又アメリカも恐らく新しいものを供与されることであろうと我々は確信いたしております。又、船の問題にいたしまして、差当り四隻貸与を受けるのでありますから、引續いて我々はアメリカから貸与を受けられるものと確信をいたしております。これらの船によりまして十分なる訓練をいたしますれば、立派な日本の海岸警備の役に立ち得るものと確信をしておる次第であります。なお海外派兵のことにつきましては、申すまでもなく、防衛庁設置法、自衛隊法において明記いたしております通り、自衛隊は、我が国の平和と独立を維持し、国の安全を守るために作られるものでありますから、海外の派兵なんといふことは法制上できるものでもありません。従いまして、政府は将来派兵をするというような考えは持つておりません。

○矢嶋三義君 それでは総理に率直に伺いますが、国民も国会も、もうこの条約、協定等から、海外派兵といふものが起り得るのではないかと非常に心配いたしております。従つて、参議院では海外派兵禁止の決議を国会に出そうと考えておりますが、こういう海外派兵禁止の決議案が国会で可決されることに総理は賛成されますか。それとも望ましくないことだとお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(吉田茂君) いずれにしても、只今のところ、政府は海外派兵を考へておりません。

○矢嶋三義君 私はそういうことを伺

つてゐるのではないのです。禁止決議を出すといふことを総理は賛成か反対か、これなんですか。

○国務大臣(吉田茂君) それは決議案を見てからお答えいたします。

○矢嶋三義君 決議案の内容は、日本国憲法からして海外派兵といふことはあり得べからざるものだ、これだけなんです。如何です。

○国務大臣(吉田茂君) いずれにして、只今政府は海外派兵を考へておりません。

○矢嶋三義君 そこが問題なんで、あなたは考へておられない。それじや禁止の決議をすることになつた、賛成か反対か、それも表明されない。それから、あなたは、これは戦力ではない、再軍備でないと言つてゐるが、アメリカは軍隊だ、戦力だ、こういうふうに認めてゐる。その一つの現われが、はつきりと、先ほど話が出ましたヒギンズ少将が、日本は軍事同盟国だ、こういうふうな英語でしやべつてゐる。この状態で、果してあなたが考へられてゐるところの自衛隊といふものが、日本の国民の手で自由になつてゐる、自主的な日本を防衛するところの軍隊となり得るかどうか。あなたの意に反して海外派兵をしなければならぬという立場に追込まれることがあるのじやないかといふ点を、国民は懸念してゐるのであります。これに対するあなたの信念を伺つておきます。

○国務大臣(吉田茂君) 私の信念は海外派兵をいたさない信念であります。

○矢嶋三義君 それでは、軍事顧問団が六百五十名という大人数が日本におりますが、こういう軍事顧問団が長らく自衛隊にゐることは望ましいことでは

すか、望ましくないことですか。

○国務大臣(吉田茂君) 主管大臣からお答えいたします。

○国務大臣(木村篤太郎君) 軍事顧問団のことにつきましては、もうたびたび申上げた通り、とにかくMSA協定によつてアメリカから日本に対して供された武器について、その操作等についての処置方を軍事顧問団が掌るわけでありまして、自衛隊の指揮命令等については断じて関与するものではありません。従いまして、アメリカの軍事顧問団によつて自衛隊がその自主性を失ふといふようなことは毫もないのであります。而して軍事顧問団は、我々といひましては、逐次減少し、これを一日も早く将来本国へ帰つてもらいたいと希望しております。

○矢嶋三義君 アメリカは、アメリカの極東における權益を守るために、又アメリカの世界政策の一環として、日本に再軍備をさせようと、こういうふうにしてゐるわけですが、その根底には武力を持つた力の外交といふものが潜んでおります。而もそれは中共並びにソヴェイトを仮想敵国とするものだといふ考えですが、総理はこれのアメリカと協力しながら日本の自衛隊を急増して参るわけですが、日本の置かれてゐる立場から、中共並びにソヴェイトを仮想敵国とするところのアメリカの日本に対するところの政策に対して、如何お考えでありますか。賛成ですか。それともこれに対して如何なる批判を持たれておられますか。所見を伺います。

○国務大臣(吉田茂君) 私はアメリカ政府がお話のような考えを持つておるかどうかは存じません。日本政府とし

ては、日本の防衛に必要な程度の防備はいたしますが、それが他国から強要されたからどうこうということとは、我々は断じていたさないつもりであります。

○矢嶋三義君 といふことは、中共並びにソヴェイトを仮想敵国とするような、そういうアメリカの外交政策には日本としては同調いたしかねる、こういうふうな総理の答弁を私は了承するのでございますが、さうでございませぬ。

○国務大臣(吉田茂君) 御了承は御勝手ですが、日本政府としてはソヴェイト及び中共を仮想敵国として防衛をいたすのではないのであります。

○矢嶋三義君 では次に伺いますが、警察予備隊並びに保安隊と、この自衛隊は、質的に変化をしたものと総理はお考えになるかどうか。その点、伺います。

○国務大臣(吉田茂君) 主管大臣からお答えいたします。

○国務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく、自衛隊は現在の保安隊とその性格、任務は変更しております。即ち保安隊は、保安庁法第四条で明白であります通り、我が国の平和と秩序を維持し、人民の生命、財産を保護するために特別に必要である場合に初めて行動する部隊であるのであります。自衛隊は、それに加ふるに、我が国の平和と独立を維持し、国の安全を守るために、いわゆる外部からの不当侵略に對して、これを防禦、防衛するための任務を持つておるのでありますから、この意味から以ちまして任務と性格は變つておると申して差支えないと思ひます。

○矢嶋三義君 総理に伺いますが、只今木村長官が答弁されたように、性格というものは変つて来ている。で、この第三条に「直接侵略……」に對しわが國を防禦することを主たる任務」と書かれては居るわけですが、従つて直接侵略があつた場合に自衛のため武力行使が行われる、従つて自衛権の發動としての交戦権を行使することによつて、日本に對する直接侵略を防禦する、こういうことである、こうふいふに解釈するのでございますが、總理のお考えを伺います。

○國務大臣(吉田茂君) 主管大臣からお答えいたします。
○國務大臣(木村篤太郎君) お話の通り、外部からの不当侵略に對する日本の防禦のために自衛隊は武力を行使することは、當然言ひを待たないところでありませう。

○委員長(小酒井義男君) 吉田総理に申上げておきますが、木村保安庁長官には御質問を申上げる機会はいくらもたび／＼あります。今日は總理に對して答弁を求めて御出席を願つておるのですから、總理において一つ要求があつたときは御答弁を願ひます。
○國務大臣(吉田茂君) 私としては、正確なる答弁は主管大臣からいたすのが本筋と考えますから、主管大臣に、ときに或いはその他の政府委員に代つて答弁せしめることは、私としてはいたし方ないことと御了承願ひます。

○矢嶋三義君 木村長官、只今の答弁をもう一遍答弁して下さい。
○國務大臣(木村篤太郎君) 自衛隊は外部からの不当侵略に對して日本の安全を守るために對処するものであります。不幸にして外部から不当の攻撃が

あつた場合においては、當然武力を以てこれを防ぐことは言うを待たないこととであります。

○矢嶋三義君 外部から襲つて来るところの、その予想する武力というものは、戦力に相當するものかどうか。その点はどのようなように考へておられますか。
○國務大臣(木村篤太郎君) 外部から如何ような武力を以て侵略して来るかというところは、それは只今のところ具體的にこれは申し上げかねますし、又當然であるかと思ひます。どういふ武力を行使するか、相手方の考え次第であります。従つて、戦力に至るような大きな武力を以て日本に侵入して来るか、或いはそれに至らざる程度の武力を以て日本に侵略を行使するか、それはそのときの情勢如何によるものと私は考へます。

○矢嶋三義君 では總理に簡単に伺ひますが、總理は、将来日本は戦力を持つということを目標として現在の自衛力を漸増されていくのかどうか。もう少し率直に申上げますれば、再軍備をする時期が来るであろうということを考へておられるのか。それとも再軍備というものは将来といへども絶対になんといふお考えでいらつしやるのか、承わりたい。

○國務大臣(吉田茂君) 將來のことは將來のこと、今日予想はできませんが、いずれにしても、日本の国力にふさわしからざる防衛力又は軍備を持つてゐることは、國みずから自殺する行為でありますから、国力に伴わない軍備はいたさない、防衛処置といへどもいたさないつもりであります。これがため日米安全保障條約というものを結

んだのであります。

○矢嶋三義君 では、国力が充実して来れば、戦力となる、再軍備となるといふこともあり得るわけですね。
○國務大臣(吉田茂君) これは將來のことでありませうからして、ここでは断言できませんが、いずれにしても、国力に伴わない防衛力はいたさないし、軍備は持たないのがよく、又、國民が希望せざる軍備は持たないほうがよいと考へておるのであります。

○松本治一郎君 總理は、今、矢嶋委員の質問に對して、戦力を將來持つ持たないといふことは考へられない、將來のことは言えないと答へられた。ところが昭和二十一年の十一月三日、人民広場前に舞台を造つて憲法公布の式が行われた。そのとき裕仁天皇はこういうようなことを言つた。「本日、日本國憲法を公布せしめた。この憲法は、帝國憲法を全面的に改正したものである。國家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由を表明された國民の總意によつて確定されたものである。即ち、日本國民は、みづから進んで戦争を放棄し、全世界に正義と秩序とを基調とする永遠の平和が実現されることを念願し、常に基本的人権を尊重し、民主主義に基いて國政を運用することをここに明らかに定めたものである。」

朕は國民と共に全力を挙げ、相携へてこの憲法を正しく運用し、節度と責任とを重んじ、自由と平和とを愛する文化國家を建設するように努めたいと思ふ。朕は日本國民の總意に基いて新日本建設の礎が定まるに至つたことを深くよろこび、樞密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條による帝國議會の決議を経て帝國憲法の改正を裁可し、こ

にこれを公布せしめる。御名御璽。」そのときの内閣總理大臣兼外務大臣は吉田茂君であつた。これをどう解しておる。君は、將來は知らんがと、こういうことを言われる。その天皇の勅語なるものは、將來もこれをやつてはいかないといふことに解せられておると思ふが、吉田首相はどう考へる。どう解釈する。

○國務大臣(吉田茂君) 只今申した通り、將來のことは断言できないと申しおるものであります。陛下のお言葉はお言葉通りに私は拝聴いたしております。

○矢嶋三義君 吉田總理は、國民の道義心、遵法精神といふものを全くめちやめちやにしてしまふと思ふ。あなたは、この二十一年六月二十六日の憲法制定國會では、自衛権の發動としての戦争も否定されている。そして本日まで、再軍備はしない、憲法改正はしない、こういうふうな申されながら、既成事實をぐん／＼作つて来られた。今一体これは、この自衛隊が軍隊でないなど考へておる者は誰もおりません。どうしてあなたは國民に誠を以て接しようにとされないのです。この自衛隊法を見ますと、直接侵略を排除する、そしてその手段として八十八條に、「必要な武力を行使することが出来る。」となつて居るでしよう。その必要な武力をあなた方は今蓄積しようとしておるわけですよ。そうしたら、この武力といふものは戦力といふものを目標にしておるといふことは、これは絶対間違ひない。そのためにMSA援助も受入れて居るわけなんですよ。この精神たるや、はつきりと憲法違反ですよ。あなたは憲法制定國會において、「平

和を愛する世界諸國民の公正と信義に委ねんとするものであります」云々といふことを述べられておるが、その精神といふものは地を払つておる。すでに現在これは立派に違憲をあなたはやられて居る。更にあなたの最近の行動といふものは、本日の緊急質問に對する國會出席を数日間亘つて拒否された。この態度なんですよ。或いは先般の指揮権の發動、こういうものによつても見られるごとく、全くあなたは少しも良心をされておる。これが我が國民、特に青年層に及ぼす影響といふものは、私は極めて甚大だと思ふのであります。私は極めて甚大だと思ふのであります。もう少しあなたは、國民が納得できるように、國民に納得させて、外交も推進する、日本の防衛力も漸増して行くといふやうな、そういう、國民と語り合つてやつて行くといふやうな、謙虚な氣持にはなれないのです。私はあなたの所見を伺ひたい。

○國務大臣(吉田茂君) 私は國民と共に協力して參る謙虚な心構へで常におります。併しながら、私が申しておることは、戦力を持つに至らざる防衛力を持つことは、自衛権の發動として差支えないと考へておるのであります。
○長島銀藏君 議事進行。時間が大分過ぎて居るやうですが……。
○委員長(小酒井義男君) 時間はタイム・ウオッチで計つておられますから、超過しません。答弁の時間が入りまゝから、少し超過しておりますが、質問時間はまだ大分あります。
○長島銀藏君 答弁の時間を引いて、超過しておるやうに思ひますから……。
○矢嶋三義君 總理は、日本を守るために自衛権を發動する、そのために必要な戦力を持つやうに努力して居る、

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

○矢嶋三義君 戦力を持たない軍隊に
はどんな軍隊があるのですか。
○国務大臣(吉田茂君) 戦力を持つ軍
隊は違憲でありますからして、持たな
いということを経返し申しております。

て、専制国におけること、或る元首
とか、元帥とか、ヒットラーとかい
うような者が、その権力を独断で以て、
独断専行をいたすのではなくして、そ
れぞれの機関を通じていたすのであり
ますから、これは従来の考え方とは全
然違う考え方であります。即ち民主主
義の線によつて行動するものと御承認
を願いたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それでは、それと関連
して具体的に伺ひますが、国防長官に
は旧軍人を任命することはあり得ると
お考えになるかどうか。更に、あなた
の諮問機関となるかどうかの国防会議の
構成というものは、如何ようにすれ
ば、政治の軍事への優先というものが
保持されるか。どういふふうにお考え
になつておられるか。

○国務大臣(吉田茂君) 所管大臣から
お答えいたします。

○矢嶋三義君 ちよつと待つて下さ
い、防衛庁設置法案の目的というの
は、これは国防会議を作ることが大き
な目的になつてゐるのです、その基
本的な問題について総理の答弁がない
という事は、私は遺憾極まりない。

○国務大臣(吉田茂君) 所管大臣から
お答えいたします。

○矢嶋三義君 ちよつと待つて下さ
い、防衛庁設置法案の目的というの
は、これは国防会議を作ることが大き
な目的になつてゐるのです、その基
本的な問題について総理の答弁がない
という事は、私は遺憾極まりない。

○国務大臣(吉田茂君) 所管大臣から
お答えいたします。

○矢嶋三義君 ちよつと待つて下さ
い、防衛庁設置法案の目的というの
は、これは国防会議を作ることが大き
な目的になつてゐるのです、その基
本的な問題について総理の答弁がない
という事は、私は遺憾極まりない。

○国務大臣(吉田茂君) 所管大臣から
お答えいたします。

○矢嶋三義君 ちよつと待つて下さ
い、防衛庁設置法案の目的というの
は、これは国防会議を作ることが大き
な目的になつてゐるのです、その基
本的な問題について総理の答弁がない
という事は、私は遺憾極まりない。

○国務大臣(吉田茂君) 所管大臣から
お答えいたします。

○矢嶋三義君 ちよつと待つて下さ
い、防衛庁設置法案の目的というの
は、これは国防会議を作ることが大き
な目的になつてゐるのです、その基
本的な問題について総理の答弁がない
という事は、私は遺憾極まりない。

○国務大臣(吉田茂君) 所管大臣から
お答えいたします。

○矢嶋三義君 ちよつと待つて下さ
い、防衛庁設置法案の目的というの
は、これは国防会議を作ることが大き
な目的になつてゐるのです、その基
本的な問題について総理の答弁がない
という事は、私は遺憾極まりない。

○国務大臣(吉田茂君) 所管大臣から
お答えいたします。

○矢嶋三義君 ちよつと待つて下さ
い、防衛庁設置法案の目的というの
は、これは国防会議を作ることが大き
な目的になつてゐるのです、その基
本的な問題について総理の答弁がない
という事は、私は遺憾極まりない。

○国務大臣(吉田茂君) 所管大臣から
お答えいたします。

○矢嶋三義君 ちよつと待つて下さ
い、防衛庁設置法案の目的というの
は、これは国防会議を作ることが大き
な目的になつてゐるのです、その基
本的な問題について総理の答弁がない
という事は、私は遺憾極まりない。

れにつきましても、大体において民間
からも入れるべき説もあります。又、
政府が全責任を持つてやるのであるか
ら、主管閣僚を以て構成すべきである
というふうな議論も出て来るのであり
ます。それらについては十分検討いた
したい、こう考えております。

○矢嶋三義君 総理は民主的に云々と
言われますが、このたびの法案を見ま
すと、例えば第七十六条防衛出動のと
きは、緊急の必要があるときは国会の
承認を得ないで出動することができ
る、こゝなつておるのです。あなたは
先般の参議院の警告決議案を無視さ
れたではないですか。すでに衆議院で
は重要法律案が審議終了したわけであ
るが、参議院の警告決議を率直に受入れ
るお考えはございませんか。そういう
院の決議を無視する。それから輿論
を沸かしたところの検察庁法の十四条
の発動これらはあなたの今までの汚
職の事態が明白になつたならば云々と
いう公約にも全く裏切つた行為であ
る。そういうのであれば、この二法案
が通過した後は、いつあなたの独断
で、日本の軍隊を、或いは東南アジア
に、或いは大陸に出動させるようなこ
とが起り得るかも知れないと懸念され
るわけですが、この国会があるからそ
ういふ心配はないと言われるかも知れ
ませんが、先般の警告決議に対するあ
なたの無視というふうなこともあつた
わけでありますから、この際、承わつ
ておきます。

○国務大臣(吉田茂君) 私の答弁は、
先ほど申した通りであります。即ち、
総理大臣に権力が集中されても、それ
は諸機関を通じて発動せしむるのであ
るから、民主主義に反することはない

と、その私の言明に信用がおけないと
言へばそれまでであります。

○矢嶋三義君 あなたの言明は、あな
たにはお気の毒ですが、最近国民が
非常に信用をおかなくなつておりま
す。それは今日、中田君が本会議でも
質問しておりましたが、不信任が、五
八%という高率を示して参つてゐるわ
けです。で、私はあなたの公約違反に
ついて更に何うのであります、この
日本の自衛力の急増については、飽く
までも、国民の生活、日本の経済力の
充実と相待つてやられるということを
言われておりましたが、最近の日本の
中小企業の状態を御覧なさいまし。戦
争が済んで十年もたつて、未だに住宅が
なくて困つてゐる人がたくさんおりま
す。更に昨年の災害のことを思い出し
て御覧なさい。国会で、三・五・二の
三カ年計画で災害復旧をすると言つ
て、一つも実施しなかつたやありま
せんか。災害地の方々は出水期を控え
て非常に戦々兢兢としてゐる状況で
す。更に昨年の春の総選挙の當時を思
ひ起してもいい。そのときの、あ
なたが総裁をしておられる自由党
の選挙公約というものは、ああいふ日
本の自主性を脅かされるようなMSA
を受入れる、或いはそれに伴つて基本
人権を侵害する虞のあるところの秘
密保護法を制定する、こゝういふあら
ゆる基本人権を制約してゐるところの防
衛二法案を成立させる、こゝういふよう
な公約は全然なかつたわけでは、選挙
においてこゝういふ公約がなく、あなた
がこれを押し通そうとするそのこと
自体、これは私は民主主義というもの
を全く蹂躪した、主権在民の日本国憲
法を無視した政治行為であると、こゝう

いふように国民のすべてが、大部の人
が思つておりますが、私もその点、非
常に遺憾に思つてございまして、
この点あなたは国民に如何ように納得
ができるように説明いたしますか。御
所見を承わります。

○国務大臣(吉田茂君) 我が党として
は、これまで公約したことは順次
履行実現されております。又、今、住
宅等の例をお引きになりましたが、財
政の緩急に応じて、住宅建設について
は政府としてはできるだけ努力をい
たしております。これは財政一般の関
係がありますから、悉く満足を与える
という事はできないのであります。う
が、併しながら今年も相当の増額をい
たしております。即ち、我が党とし、
我が政府として公約したことは、
順次成立したとしておると我々は確信
いたしております。これを無視し若し
くは公約を踏みにじつたというふうな
考えは、毛頭いたしてありません。

○委員長(小酒井義男君) 矢嶋君に申
上げますが、割当の時間が終了しま
す。

○矢嶋三義君 これだけです。では総
理に最後に伺ひます。総理は長いこと
総理大臣として政権の座に坐つて来
られたわけですが、その間に、警察予
備隊から保安隊、警備隊、更に自衛隊、
こゝういふ形で日本の自衛力の増強を
図つて参つたわけですが、この間にお
けるあなた並びに吉田内閣の大臣の発言
というものは、随分と變つて来ており
ます。例えば例を上げますと、警察予
備隊が創設された当時の担当者であつ
た岡崎當時の官房長官は、「この警察
予備隊というものは絶対に将来軍隊に
するものじやないのだ。アメリカの通

正されたものが軍隊であるという国民の了解なら軍隊と言つて差支えないと思ひます。併し、軍隊という言葉は忌み言葉でない。忌み言葉は即ち、戦力を持つ、或いは国際紛争の解決の具に供する、これは憲法違反と思ひます。然らざる場合においては、軍隊であるが、何と言おうが、これは一向差支えないことだと私は思つております。

○山下義信君 大變はつきりした御答弁を頂きまして、総理から、軍隊と言つてよいと、そういう意味なら軍隊と言つてよいと、初めてお言葉が出たのでありますが、これは一つ後日のことに残しておきますよう。

第二点は、防衛方針に関する政府の基本的なお考え、これは総理は飽くまでも防衛力増強の方針で行くんだ、その方針でこまめに来たんだと、こうおつしやる。それは飽くまでも憲法の許しておる範囲内でやるのだとおつしやる。そこで問題は、今度の自衛隊の増強がもう憲法に許されておるぎり／＼の点まで来ておるか。まだ憲法に許された範囲内に余裕があるか。言い換へたら、漸増方針というのは、今後とも漸増して行くのか。漸増方針は、今日まで来たが、これ以上は限界だ、危険線だと、こうお考えになりますか。今後また漸増して行くんだ、まだ憲法に許されておる範囲内に余裕があるのだとお考えになりますか、政府の基本的な防衛漸増の方針といふか、その方針を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(吉田茂君) 防衛力漸増については、二つの条件があると思ひます。第一は国力これを許すか許さないか、第二は国外の情勢がどうであるか

という、二つの条件から考へべきものと思ひます。今日においては、日本の国力からいつてみても、直接侵略に対応するにしても、今度計画いたしました大きな以上には持つというところは、国力これを許さないと思ふのであります。将来は将来であります。現在のところこれだけの漸増をいたす。将来どうなるか、それは将来の状況によるわけで、日本の国が取られても、直接侵略に耐えないという事態になつても防衛力は持たないというところは考えられないことであつて、そのときにおいて政府は考えますが、将来これだけの来年はこれだけの漸増をいたす、再来年はこういうふうな漸増をいたすといふような計画は立てておりません。これは全然……、国力の発展にもよるでありましよう。又、国外の事情にもよるでありましよう。外敵といひますか、日本を侵略する虞のある外界の事情如何によつて考へべきことであつて、今日あらかじめ、例えばソビエトを仮想敵国として考へるとか何とかいふような考えではなくして、日本の国力がそれだけ漸増することが極限であるといふ考へで以て、現在の防衛力を考へて提案いたしたわけでありま

す。

○山下義信君 大變うまく御答弁なさるので、困るのですが、そうすると、漸増方針といふものの目標がどこにあるかといふことが実は伺いたいのです。それで、国力の許す限りという表現をお使いになりますものですか、つかまえてどこがなくて、大變うまい御答弁をなさるのですが、従つて私がお尋ねしておるのは、今の憲法の範囲内でまた漸増の余地があるかどうか。

○山下義信君 大變うまく御答弁なさるので、困るのですが、そうすると、漸増方針といふものの目標がどこにあるかといふことが実は伺いたいのです。それで、国力の許す限りという表現をお使いになりますものですか、つかまえてどこがなくて、大變うまい御答弁をなさるのですが、従つて私がお尋ねしておるのは、今の憲法の範囲内でまた漸増の余地があるかどうか。

そうしてその漸増というのは、一体どこまで、日本の防衛力をどの点まで持つて行こうとするか。言い換へれば、憲法を改正しても或る程度までは増強しようという目標があるのか。飽くまでも現行憲法の範囲内にとどめると、いつもあなたがおつしやる、憲法は改正せぬ、再軍備はいたさん、飽くまでも漸増だと言つて、軍備反対のような強い言葉でおつしやる、あの現行憲法の範囲内でとどめるといふ確たる決意の漸増の方針か。その目標はどこに持つていらつしやるかといふことを承わりたい。

○国務大臣(吉田茂君) 目標は、只今申し送通り、国力如何及び外界の事情如何。外界の事情が、日本の自衛が非常に危険にさらされたという場合には考へざるを得ないと思ひますが、現在のところは、この防衛方針でなくさんであるとは確信するものであります。

○山下義信君 それでは問題を變へまして、次は憲法改正の問題でございしますが、結局、現行憲法の、この政府の防衛力増強が、これがその限界を超えない……、まあ限界内でやつていられるかどうかといふことにもなるわけでありますが、憲法改正をせざるを得ぬ状態に、もうすでに……、今日我々の立場から見ますと、憲法違反だ、こう言つていられるのでありますが、憲法改正をせざるを得ない状態に現実はある。かように世論も言つていられる、我々も言つていられる。事実又そうなんです。政府はいろいろ憲法に合せるために言葉を非常によく苦心しておられるわけでありまして、従つて私の伺いたいと思ひますことは、憲法改正の時期が近付きつつ

ありや、近いかどうかということですが、で、いつも総理の言われるように、断じて憲法は改正いたしませんというところを、無条件でそのまま国民は信じてよろしいかどうか。やがて憲法を改正せざるを得ない、その憲法改正の時期は近いのかどうかといふことを伺いたいと思ひます。有りていに申しますれば、お隣りの木村長官は、衆議院で、憲法の改正が近付いたといふことを、これはもうおつしやつていられるのです。総理は新聞を御覧にならんか知れませんが、大變な反響を呼んでゐるわけです。そこで憲法の改正は近付いてゐるかどうかといふことについて所信を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(吉田茂君) 私は、憲法の改正が近付きつつありとは、同じ内閣におりますか、信じておりません。(笑聲) 成るべく避けたいと考へます。仮にそういう必要があつても、何かのことに、例えば条約であるとか、その他の方法で以て、成るべく避けたいと考へます。故に、近付きつつありといふことは、木村君の立場から、或いは又信念からそうお考えになつたのでありましようが、私は信念として成るべく憲法改正に至らないようにいたしたい。

○山下義信君 でも、まあ、有りていに申しますと、自由党のほうでも大變大規模な憲法調査会をお設けになり、又、憲法改正論者の鳩山自由党、或いは改進黨とも合同を呼びかけておいでになるという事態を見ると、国民は、これは、これは吉田内閣もやがて憲法改正を、ああ言ひ切つてゐるけれどもやるのだという印象を受けてゐる。そこへ木村長官が憲法改正近付きつつ

ありと云うのですから、これは、吉田はもうあんなことを言つても、やがて憲法改正するのだと、こう見てゐる。憲法改正が近付いてゐるということ、総理は否定なさるのですね、総理は……。

○国務大臣(吉田茂君) 私は否定したいと思ひます。

○山下義信君 木村長官、一言なかるべからず。

○国務大臣(木村篤太郎君) この際、誤解があるといけませんから申し上げます。私は憲法改正が近付きつつありとは申し上げておりません。憲法改正の論議がです。(近付きつつありか)と呼ぶ者あり、(笑聲)。

○山下義信君 論議が……。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは近付いております。誤解のないように……。

○山下義信君 この内閣は余りよいことをなされたことがないのであります。が、いろいろ新しい言葉を發明されただけは、(笑聲) これはまあ内閣の手柄であるかも知れませんが、次に伺いますことは、今度は陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊といふものを揃へまして、それらが皆それ／＼一つの独立の形をなして、いわゆる三軍方式といふものを採られるので、これは非常な重大な意義があると思ひます。で、これはどういふ理由で三軍方式を採られるか、こういうことをはつきり一つお示しを願ひたいと思ふ。……総理はお答へになりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは私から申上げるのがいいのじやないでしょうか。

○山下義信君 大變うまく御答弁なさるので、困るのですが、そうすると、漸増方針といふものの目標がどこにあるかといふことが実は伺いたいのです。それで、国力の許す限りという表現をお使いになりますものですか、つかまえてどこがなくて、大變うまい御答弁をなさるのですが、従つて私がお尋ねしておるのは、今の憲法の範囲内でまた漸増の余地があるかどうか。

しては、これは今後残された大きな問

与を得たい、こう考えております。現

は、いわゆる独力の防衛力を持つと

つまでも日本の防衛をするということ

トンもあるフリゲート艦が若し海上保

安庁の所屬であつたら退避させなかつたらう、巡視船ですら風速三十五米でも操業した例がたび／＼あるんだ。それなのに退避してしまつて、そのためにあの捜索が非常に遅れてしまつて、犠牲を非常に大きくしている。それから二、三日前ラジオでもこれは言つておりました。非難ごう／＼たるものがあるのです。このようなフリゲート艦をこれから海上自衛隊にすると言つたつて、これは私は突におこがましい次第だと思ふ。それで私は第四條違反でないかと思ふのです。保安庁法の第四條、任務が書いてある第四條違反ばかりありませんか。これは「海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。」ということになつておる。この任務を怠つたことになる。それであの被害を非常に大きくした。この責任を非常に私は重大ではないかと思ふのです。これについて、どういう経過であつたのか、そして又これに対してどういう責任をおとりになるのか。私は関連質問でありますから、長い時間を費やして具体的にまだ御質問できないのであります。実は重大な責任だと思ふのです。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今の御発言に対して私は申し上げますが、木村委員はその材料をどこでお取りになつたか、これを私はお聞きしたい。恐らくただ新聞だけの材料であらうと思ひます。詳細なる材料はどこで得られたかと私は反問したいと思ひます。我々はさうなフリゲート艦が任務を怠つておるとは断じて考へておりません。丁度これは、私は時間は忘れましたが、十一日の午後であつた、夜であつたらうと思ひます。私のところに電話がかかつて北海道のほうから是非フリゲート艦を出動してもらいたいという、どうしようかと言ふので、すぐ出せということに準備に着手したのであります。十二日の午後一時に、これは油を積みまくちやありませんから、横須賀港を出港いたしました。十四日の午前五時三十分頃に現地に到着して直ちに捜索したのであります。ところが夜半から台風のため、これは三十メートル以上の台風であります。その台風のために一時南方に退避したのであります。それから十五日の午前六時頃台風の眼がここを通過いたしましたから、十六日の午前七時頃に現地に戻つてその捜索を再開いたしました。十七日の午後八時頃まで作業実施の後、油を積んで、その後、更に捜索方針打合せのために望遠に向つた次第であります。この第一船隊の総合発見状態を申し上げますと、出漁中の漁船が八十五隻、うち行方不明として捜索中のものは六隻を確認いたしました。無人標流漁船が一隻、行方不明捜索中の第五回は丸というのであります。漁網——漁業の網であります——それを取つたのが六件、漁具取得が三件、ブイの取得が一件。それからブリッジの天井板が一件、機械室の天蓋一件、船体破片が二件、これは船名も皆わからずしております。十分に活動したのであります。この船には報道陣も相当入つておるはずであります。報道陣を乗せるように私は言つております。この報道陣が帰りますと、その事情は十分判明することと私は考へております。決してフリゲート艦はやたらに退避したわけでも何でもありません。尽すべきことは十分尽したはずであります。

○木村篤太郎君 私の質問時間でございませんで、関連質問ですから多くは申しませんが、他日又具体的に、もつと私は質問し、それから責任を持つて追及したいと思ふ資料として我々は、今報道陣と言つたが、新聞を今のところは信用するよりはかありませんで。読売新聞の五月十六日、十七日、それから二日前のラジオでも、民の声として、これは非常な非難ごう／＼たるあれを言われている。こんなことでフリゲート艦というものは、一体、人命を救助すると言つておるけれども、何をやつておるか、こんなことで国を護れるか、そういう議論も出て来ておる。今伺つたところだけでは私もその真偽はわかりません。従つて退避したのではないと言つておるけれども、どうして退避したかという原因をはつきり私は説明してもらいたいし、又、第一管区海上保安本部西警備救難部長がはつきり述べておる。これに対して相当批判的な見解を述べているのです。従つて、これに対しては改めて又十分質問をし、又責任の所在をはつきり明らかにしたい。政府も十分それを用意しておいて頂きたいと思ひます。

○委員(小酒井義男君) 矢嶋委員に申し上げます。質問の時間も少し超過しておりますから、簡単にお願ひいたします。

○矢嶋三義君 いや、関連ですから……只今山下委員から言われました三軍方式の質問ですが、簡単に伺ひます。木村長官は何かアメリカと協力して云々と言われておりますが、池田さんがアメリカに行つた場合、地上部隊を主体とする早期増強ということを要望されたわけですか。實際援助のほうを

見ても、陸上だけに援助があつて、海と空のほうには援助を非常に減つておるようです。これはアメリカとすればどういふ考へを持つておるのですか。私は推察するに、海と空だけは向うで半永久的に押えて、日本には青年も多いいことであるから、陸上自衛隊だけを日本の青年だけで増強しよう、こういう方針に立つておるのではないかと、さういふふうに私は考へるのであります。が、仮に三軍を打立てる場合にも、さういふアメリカの方針にあなさが協力されてやられたのでは、国民としてたまたまと思ふのですが、どういふふうにお考へになつておりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今あなた仰せになつたようなことは決してありません。アメリカも、空と海の間にもできるだけの援助はしたいと申出しておることは事實であります。併し、それは、援助されても、これを動かす乗員の養成については、先ほど申し上げました通り、なか／＼容易ならんものがあるのです。それらの点と睨み合せて、我々はこれを徐々に強化して行きたいと、こう考へております。

○山下義信君 次は、今、三軍方式について質問しましたついでに、集団安全保障方式について関連して伺うのであります。日本は言うまでもなく平和条約によりまして、国連憲章において地域的安全保障方式を原則的に承認しておるわけでありまして、従つて、それが安保条約となり今回のMSSA協定となり、且つ又、自衛隊の増強と、こう考へておるわけですか。現在インドシナの戦争の状況と関連して、米国のダレス国務長官は、頻りに東南アジアの集団防衛機構というものを提唱しておるわけですか。従つて国民はやはり自然と、さういふような状態になつて来たらば、いわゆるSEATOの中に、東南アジア防衛機構の中に、日本も当然入らなければならんじやないかということをご考へし、いさ／＼論議されておるわけですか。この点について総理はどういふ見解をお持ちでありませうか。これは御専門のことでありませうから、総理から伺ひたい。

○国務大臣(吉田茂君) 私は正直に申しまして何ら承知いたしておりません。又ダレス氏の発言についても大分問題になつておつて、直ちにアメリカの希望を、アメリカの希望というものがどういふものか知りませんが、これに対して関係国が承認もいたしておらないのみならず、議論の種になつておるようであります。日本政府に対しては何らの申入れもありません。何らの交渉もありません。只今のところ……

○山下義信君 若しそういう問題が話に出ましたならば、総理は御賛成になりますか。御反対なさいませうか。

○国務大臣(吉田茂君) それは将来のことでありませうから、お答えできません。

○山下義信君 日本が東南アジアの主役をつとめるだらうということは世間で予想してゐる。このよう重要なことを伺つて恐縮ですが、できれば御見解を一つ御披露願ひたい。

○国務大臣(吉田茂君) 私は只今申し通り、何らの知識のないものでありますから、お答えしにくいわけですが、

○山下義信君 次に伺ひたいと思ひますのは、海外派兵のことでありませう。これは松本委員も又矢嶋委員も、各委員からも御質疑になりまして、まだ総

理からはつきりとした的確な御答弁は承わらない。先ほど總理は、海外派兵はいたしませんと、こうおっしゃつた。重大な御答弁と私は承わつております。併し從來、政府は、現在の憲法でも海外派兵をなし得るのだとか、或いは又どうせ敵を叩くには外へ出て行かなければ、飛行機で叩かなければ、防衛はできんから、出る場合もあるのだとか言つて、海外派兵必ずしも不可能にあらずという説を述べておられるので、従つて國民は海外派兵ということに、非常に心配いたしておる。これは何らか國民の心配を一掃するためにはつきりとした力強い聲明を政府はなさる必要があるのではあるまいか。併しながら、肚の中では、場合によつてはこれは海外へやらなければならぬという氣持があれば、それはできまじいのだ、國民を外に出して殺すという氣はないのだということならば、何か國民の安心するような聲明を、政府はなさるお考えがあるか。或いはこの席において重ねてはつきりとした首相の御聲明を得たいと思つておりますが、如何でございますか。

○國務大臣(吉田茂君) 私ははつきり申し上げますが、海外派兵の意思は毛頭ないのであります。これは、はつきり申します。何となれば、國民が希望せざることをいたすべきではないと思ひます。今日お話のように、國民の間には、海外派兵をしていいという輿論は、私はまだ生じておらないと思ひます。故に、政府としても海外派兵を考へるべきでないと思ひるのであります。

○山下義信君 わかりました。如何な

の場合にもございせんね。断じてなさいませんね。

○國務大臣(吉田茂君) そう証文をお取りにならうとすると、それに對してお答えできないと言わざるを得なくなりますが、私は今のところ、信念として、いたさないほうがよいと思ひます。

○山下義信君 次に伺いたいと思ひま

すのは、兵器産業のことでございます。話がちよつと變りまするが、我が國の兵器産業の在り方につきましては、いろいろ問題があると思つてあります。政府は、兵器産業と言いますか、防衛生産と言いますか、我が國の防衛生産工業、兵器生産工業に對しまして、どういふようなお考えを持つておられるかという、基本的な方針を承わりたい。私はこういう言葉を使いたくないが、立場が違ひますから……世間ではいわゆる防衛生産の育成方針と言つて、我が國の防衛産業關係に對する政府の基本的な方針というものを聞きたいと思ひます。

○國務大臣(木村富太郎君) これは私から申上げたいと思ひます。

○山下義信君 總理お答えになりませ

んか。

○國務大臣(吉田茂君) 主管大臣から

……。

○國務大臣(木村富太郎君) これは國

民ひとしく防衛生産のことについては十分関心を寄せていることと考えております。そこで問題は、將來日本の自衛隊が使用するべき兵器、武器を、アメリカが日本でどれだけ作らせるか、又日本自体においてこれを作るか、この二つなことであります。勿論、域外買付で、アメリカの注文によつて海外にお

いて買付けるということもありましよう。ありましようけれども、私はこの二つであらうと思ふ。それらの点については、私は、できるだけ日本の負担にならないよう、而も將來過剰設備が生ずるような虞れのないように持つて行かなければならぬ。御承知の通り、一時注文があつても、その注文が杜絶えて、設備が満足に使えない。過剰になつてしまつた日には、これは日本の經濟について非常に悪い影響を及ぼす。それらの点を十分脱み合わせなくちやならぬ。そこで、將來日本へアメリカからどれだけ注文があるか。又、日本の自衛隊独自の使つべきはどれだけの數量になるかということをも十分に検討して、而もそれが如何なる兵器産業をやつていく工場に請負わせるか、これらを脱み合わせて考えるべきであらうと思ひます。要は、今申上げましたように、注文が杜絶えて、そうして折角作つた工場設備が役に立たないということにならないようにして行くことが、一番必要であらうと、只今のところ考えております。差当りどこの工場はどうすべきかということについては、我々はまだ何も計画も立てておりません。

○山下義信君 これは一般的な基幹産業をこの際強く援助して行くか、或いは直接兵器生産工業關係のみに對して直ぐ手をつけて行くかという大きな論争もあるのじやないかと思ひます。が、まだ結局政府はこの防衛産業に對する根本的な方針は、つまり山が立たん、こういう御説明ですね。

○國務大臣(木村富太郎君) 現在研究

中でございます。まだ結論に達しておりません。

○山下義信君 関連ですが、兵器産業の一部を國營でやるといふようなお考えはありますか。全部あくまで民營でやるといふお考えでありますか。

○國務大臣(木村富太郎君) これは私見であります。これは國營でやるより民間でやらせることが極めて望ましいと私は考えております。

○山下義信君 これは總理にはお氣に入らんことを伺うのでありますが、最近、兵器産業の大きな会社が検査されまして、そうして日平産業でありますか、それから又、副總理その他の閣僚に献金がなされたということが新聞紙上で報道されていることは、そういうことの事実が何よりございまして、これが、兵器産業が請負であれ何であれ非常に防衛關係に關連して、經濟界の人たちがこの注文を受けたら、いろ／＼それを狙つて来ることは言うまでもない。それが政界と結びまして、そういう政界等に献金が行われるような事態がありましては、いわゆる國の防衛を喰ひ物にする。いわゆる産業人がそれを喰ひ物にして、従つて戦争挑発というやうなことがさういつたやうなところからも起きて来る。これは從來の歴史の証明するところである。私は、兵器産業と政界との關係は、殊に政府との關係は非常に嚴密なものがなくちやならんと考へるべきであります。總理はどうお考へになりますか。その点についてどういふ御配慮をなされるのでありましようか。或いは又さういつたやうな、現在兵器注文を受けている会社等から問題になつてゐる点は、明確にこれは國會等におきまして一つ事態を明白にして頂くといふお考えがありましようかどうか。この点を一つ伺いた

いと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) 御意見はよく承わりました。又、今、木村長官の言われる通り研究中であるのでありまして、その研究の場合に、御意見のようなことは十分取入れて、木村大臣も決定せられることであらうと思ひます。お話のところはよく承わつておきます。

○山下義信君 長官、如何でし

ようか。その点の御用意がありますか。

○國務大臣(木村富太郎君) これはお説の通り御尤もな御意見であります。それらの点については十分研究いたしたいと思ひます。併し私は、昔のやうな軍工廠ですね。ああいうものをやるべきじやないかと私は考へております。やはり民間各会社に競争させてしなければ本當の發達はできんと思ひます。

大所高所からこれは考へて私はそう考へております。それらの点については十分研究いたしたいと思ひます。

○山下義信君 私は時間がありませんから多くこの問題に費やすことを避けますが、併し例へば昨年の三月に、政府は總理大臣の官邸に、兵器産業に關係の密接にある者を數十名集めて、そうして解散直後においてそれらの産業人と懇談をなさつて、いわゆる選挙に對して援助を求められた事實がある。そういうことを今後なさらんやうに、いやしくも、それは広く援助を求められるのはいいのでありますけれども、いやしくもあなた方が防衛戦争をなさぬといわれる矢先に、兵器産業、弾丸や鉄砲を造る諸会社に軍用金を突きつけられるといふやうなことは、これは絶対に避け願ひなければならん

ことじやと、私は今後そういうことのないように是非一つここで確言を願つておきたいと思ふんです。如何ですか。

○国務大臣(吉田茂君) お話のような会合をいたした記憶がありませんが、よくなお調べて見ます。はつきり記憶がありませんから……。

○山下義信君 一つお願いします。

○木村義八郎君 国防会議は別に法律で定めるようですが、どの程度のこと、どの程度の範囲のことを規定するわけですか。

○山下義信君 私もこれは一緒に、木村君の質問と、今、私もしようと思つておりましたから、併せて伺ひます。国防会議は国防の基本方針をお定めになる、そういうことはいいんですけれども、この法律を実施したら、この法律を施行したら、自衛隊の出動については国防会議に可否を問わなければできないことになる。そうすると、国防会議というものが法律で決定しなければ、防衛二法案が今日参議院で成立いたしましたも、自衛隊は動かすこともできないやないか。でありますから、この国防会議の法律はいつお出しになるお考えかというのを、まず第一点に伺わなければなりません。そうしてどういう御構想をお持ちになつてゐるか、ここで明示し願ひなければ、防衛二法案の審議に入ることにはできない。防衛庁設置法、自衛隊法を幾ら審議しましても、自衛隊が動くには国防会議によらなければならんことになつてゐる。その国防会議がどんなものが作られるのか法律も出ないようなことでは、我々はこの両法案の審議はできない。この法律はいつお出しに

なりますか。その大体的内容はどういう構想が決定されてゐるかということをお示し願ひたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御尤もであります。で、構想について明日私は詳しく申し上げたいと思ひます。

○山下義信君 ここでおつしやつて頂きたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 申し上げます。

○山下義信君 今日おつしやつて頂きたい。これはもうできておらなければならん筈だ。それでなくて、二法案を審議せよ、審議せよとおつしやることは無理だ。総理がここにおいでになるに、大体でよろしうございませうから……。実に大事なことです。これは構想を御発表願ひたい。これは閣僚のみを以て会議の構成をなさるお考えか、或いは民間人をお加へになるか、なか／＼重大な問題点がある。どういふふうに大体を御決定なさつたか。或いはまだきまつておらんからきまつておらんのでよろしいですら未決定でもいいが、未決定ということはない筈なんです。この防衛二法案を御提出になると同時に、少くとも今日の段階では、大綱だけは御決定にならなければ我々審議ができません。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御尤もであります。そこで……。

○山下義信君 御尤もだけじゃ長官、困る。

○国務大臣(木村篤太郎君) この構想内容をどうすべきかということについては、我々非常に頭を練つております。事実、今お説のように、関係閣僚だけでこれを構成すべきか、或いはこれに民間人をお加へすべきか。先ほど松

本委員でありましたか、言われましたように、民間人を入れるとして、これは旧軍人を入れるのかどうかということも、一つの疑問の点だらうと思つております。それらの点については、いずれ国会の御審議を願わなくちやならんかと考えておられますが、我々といったしましては、この防衛庁或いは自衛隊を動かすのは全部ときの政府の責任においてやるべきことであるから、だからこの構成員であるものは、政府の責任者、いわゆる関係閣僚でやるべきものであらうという考えを持つてゐるの

であります。併しこれに対する相当有力な反対論があります。民間人を入れ、而も旧軍人は排すべきだという説をなす人もあります。併し今申しましたように、私としましては、これはやはり政府が全責任を負うべきものであるから、関係閣僚と、そうしていわゆる統合幕僚会議の長、これをオブザーバーとして入れるべきである。こういう構想を持つてゐるのでございます。

○山下義信君 明日お発表になるものを、ここで御発表にはなれませんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 用意しておりますから。

○山下義信君 それでは明日承わることにいたしますが、大体はこれはやはり諮問機関になるのですか。或いは或る種の議決機関になるのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 諮問機関です。

○山下義信君 館くまで諮問機関ということになりませんか。結局この設置の目的は明日承わるわけでありまして、一応聞いておきたいと思ひます。これは、いわゆる総理の自衛隊の最高指揮

官としての強大なる権限を、或る意味において国防会議はチェックするといふ、そういう思想を加へてゐる構想でございませうか。

○政府委員(木村篤太郎君) 御承知の通り、一番問題は、防衛出動つまり部隊を動かすときです。出動です。これの場合には国防会議によつて可否をきめるというのを考えております。

○山下義信君 詳しいことは、他の委員にも御迷惑をかけますから、明日国会へ御発表になりますか。要綱をお出しになりますか……。それでは一つ明日資料として国防会議の要綱を我々に御配付を願ひたいと思ひます。

それでは最後に、私は伺ひたいのであります。今回の自衛隊、今で申しますと、保安隊の補欠ですね、欠員の補充ですね、非常に成績が悪いと世間で伝えられております。いや、最近は締切りに集計が上つて来たのが、人間が来たのか知りませんが、どつと来て、五万であります。六万であります。か応募者があつたことが言われ

ておりますが、実際に成績は悪いのじやないですか。これは現在の補欠の募集がそういう状況であります。今後新たに増員する自衛隊の応募者は、これはどうですか、見通しとしては余り人気がよくないのじやないかというところが思われますが、率直にこの点を承

りたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 申し上げます。主として人気が悪いわけじやありません。前回の補欠の補充のとき八千人募集した。それに対して応募人員が五万七千三百三十八人でありまし

た。相当の成績であります。そこで落ちた人で相当の立派な人があるわけですね。それが落ちて郷里の人たちに申しわけないと言われる。これは困つた問題です。そこで又応募してゐる落された日にはかなわんというので、余ほどの確信のある者が応募するわけですね。(笑) 今後の何は現在のところ……。

○山下義信君 総理の前でそんないいことばかりおつしやると……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 決していいことばかり言うのじやありません。六万九千四百七十七名です、十八日現在で……これは相当確信のある者が受けるわけですね。この内訳を申し上げますと、どういふ区が一番応募者が多いかと申しますと九州です。その次が第一管区、東京を中心とする区が二番目です。中部のほうが第三番目です。北が非常に悪いのです。応募者が比較にならないほど北と九州とは違ふのです。そういう状況であります。決して悲観すべき程度じやありません。

○矢嶋三義君 木村長官が今まで我々に述べてゐることは、優秀な隊員を確保するためには四倍程度の応募者が必要だと言つてゐたわけですね。二万八千人に対して六万九千云々というのは未だ言つてない低率ですね。統計から言へば……これは必ず質的な低下を来してゐる。更にあなたの方では、今年度中、陸上自衛隊だけで七万一千七百人補充する予定だと言ひます

が、一体これで信頼できる素質のいい隊員を確保できますか。今まではできないと言つておつたのですよ、あなたは。

○国務大臣(木村篤太郎君) いや、私

は確信があります。

○山下義信君 長官の御説明では非常にいい例を一つお挙げになつたわけでありすが、それは、それもありません。併し、私は、総理に申し上げておきます。最近の自衛隊の応募者は、実に気の毒な、食えない失業者です。工場をもう追われた、そういう失業した工員ですね。労働者それから又、商店の、昔の言葉で申しますと、番頭、丁稚と言いますか、言葉は悪いですが、商店の店員、これがいわゆる中小企業の倒産によつて整理されたといつたような、実にみじめな階級の青年が、もうやむにやまれずしてどつと行つてゐるという、質の内容の状態、これを氣をおつけにならなければならん。従つてこれらは政治にも不平を持ち、この社会の生活の上からも、忍難を持ち、これらが非常に応募者の大多数を占めてゐるということを私は申し上げておきたいと思ふ。これは結局最近の派兵問題のやましいのや、そういうようなことから影響して、非常に質も劣り、応募者も減少してゐるという状態であるといふことは、如何に自衛隊の設置が国民に不人気かといふことを明確に物語つてゐると思ひますから、総理は十分一つ調査をしてお考えを願ひたいと思ひます。それから、これは私だけが申し上げておきたいとはいへませんが、時間がかまつたから、私は、最後に総理にお餞別を差上げる。外遊なさいますのでお餞別を差上げた。何もございません、何もございませんが、私は申し上げます。これは若し再軍備をお進めになつて、憲法改正しなければならぬような事態があつて、国民に諮られたならば、恐らく日本の

国内は二つに分れて、流血の惨事が起ります。これを一つアメリカに行つておつしやつて頂きたい。国民はもう絶対に再軍備に反対いたします。海外派兵にも絶対反対、若し憲法改正を諮らうとするならば、恐らく日本の国内には流血の惨事が起るだらうといふことを、私は反対としてお餞別を差上げておきたいと思ひますから、どうぞこの餞別を使つて下さい。

○木村禎八郎君 私は、質問じやありませんから、資料の要求ですから、その点お含みお願ひします。審議を順調に進めるために、早目に資料を要求しておいたほうが、準備の都合上いいと思ひますので、一応申し上げますから、控えておいて、これは早く提出できるかどうか、これを答え願ひしたいので

第一は、MSA 供与兵器の品目、数量、金額、性能、それから製造年月の一覽表、これを陸海空別に資料として提出して頂きたい。

第二は、保安隊と陸上自衛隊の部隊編成比較表です。これを、方面隊、管区隊、普通科連隊、特科連隊、そういうものを初め、各種部隊について詳細に明示して頂きたい。

第三、二十九年度の陸海空、三自衛隊の業務計画表を出して頂きたい。

第四、航空自衛隊の二十九年度教育訓練計画表。

第五、二十九年度に新設される対空特科群、それから独立戦車大隊の部隊組織及び人員。

第六、二十九年度における陸上自衛隊の部隊定員及び地域ごとの人員配置表。

第七、航空幕僚幹部の機構組織表。

第八、調達実施本部の機構組織と、調達実施計画表。

第九、二十九年度における海上自衛隊の艦隊編成と地方隊の組織一覽表。

第十、陸海空三自衛隊の募集計画表。

第十一、二十九年度の陸海空三自衛隊の留学計画、その留学計画については、人員、派遣時期、派遣先。こういうものについて、これはこの資料がないと具体的にこの法案の検討が困難でありますから、今、私が申し上げたこれは最小限度の資料の要求でありますから、是非これは一般質疑に入る前に、至急これを準備して提出して頂きたい。委員長からもこの点は十分に早く出すようにお願いしたいと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) 長官、一つ資料を早急に出すように私からも申し添えておきます。

○國務大臣(木村篤太郎君) ちよつと一応今の書いてもらへませんか。間違ふといけませんから。

○木村禎八郎君 一応間違ひないよう書いて出します。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始めます。

午後七時二分散會

五月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、公益事業の開闢工事等促進臨時特別法制定に関する請願(第二六四九号)

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七財団法人電力中央研究所代表者 松永安左エ門外九名

紹介議員 古池 信三君

鐵道、道路、電源の開闢等の如き、公共の福祉を増進する建設工事等の促進を図ることは、わが国の文化の振興、産業の発展に欠くことのできない緊急の国家的要請であり、またこれに関連する重要な施策、諸法令の調整並びにこれらの建設工事に伴つて起る損失補償の問題を公正かつ迅速に処理する制度の確立が当面の課題となつてゐるから、公益事業の開闢工事等の促進を図るため国家行政組織法第三條第二項に基き總理府の外局に公益調整委員会を設置されたいとの請願。

第二六四九号 昭和二十九年五月十二日受理

未帰還恩給権者の恩給支給に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場町八六一 柴山兼四郎

紹介議員 紅露 みつ君

昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつてまだ帰国しない者のうちで、恩給を受ける権利を有する者については、未帰還公務員と同様に、その留守家族に対して恩給の支給ができる途をすみやかに講ぜられたいとの請願。

公益事業の開闢工事等促進臨時特別法制定に関する請願

昭和二十九年五月二十九日印刷

昭和二十九年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局